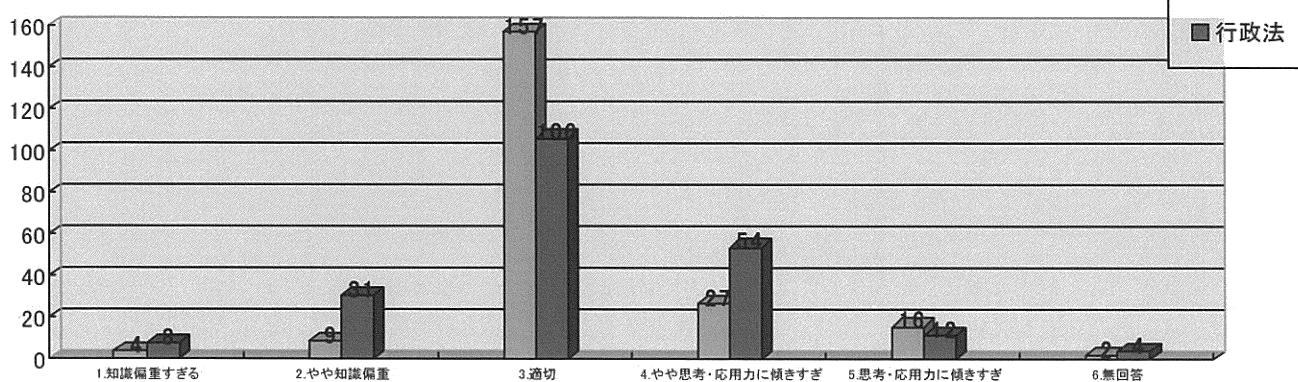
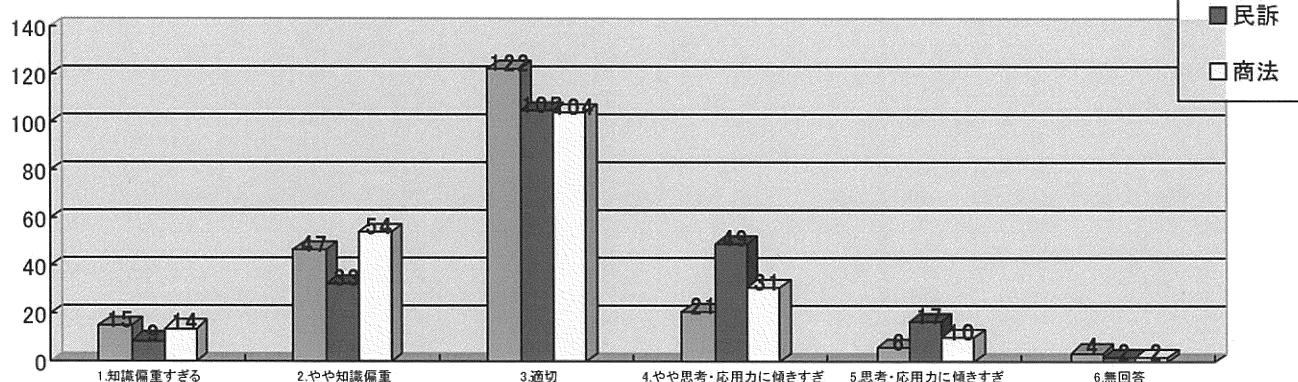


(2)-e-出題の意図と解答者に要求される知識及び思考力・応用力との関係について

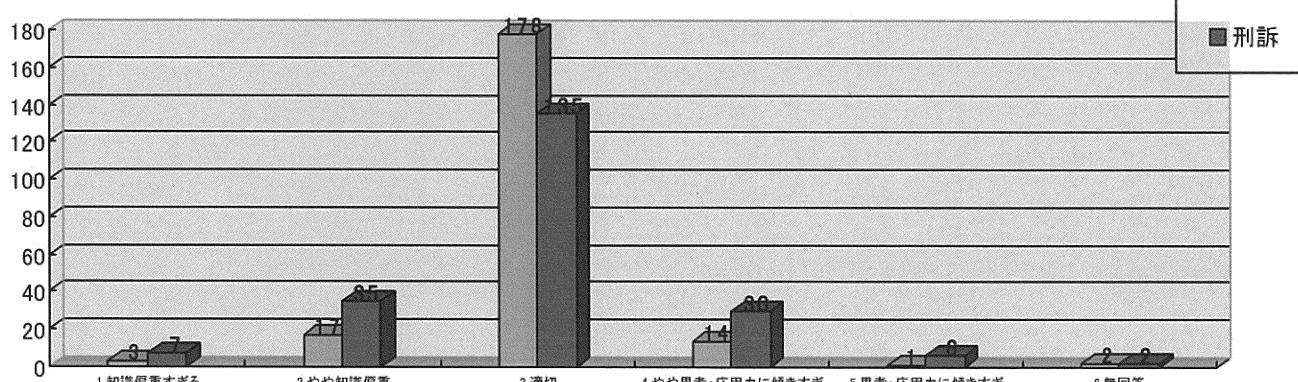
(2)-e-公法系



(2)-e-民事系



(2)-e-刑事系



(3)-論文式試験(選択科目)についての意見

(3)-論文式試験についての意見

環境法

平易に感じた。

途中答案になってしまったので、私としては時間が足りませんでした。第1問目、第2問目の設問に時間をかけすぎたのが原因だと思いますが、出来ればもう少し細かく点数配分を明記してもらいたいです。

適切な問題でした。

適切だった

基本的な出題で、素直ないい問題だった。こういう基本的な問題にこそ、実力の差が表れるのであるから、今後もこういう出題傾向であってほしい。

もう少し、事案解決に即した問題にしなければ、差がでないと感じた。

良問であったと思う。

経済法

問題文量、難易度ともに適切である。

皆が学習するであろう判例をベースに、実力を問う、良問だったと思う。

適切な難易度で、分量も例年並みで適切だったと思います。細かい手続問題が出なかったのはよい。

問題のレベルは例年どおりか、やや難しい程度だったので、良問だったと思う。

分量、内容ともに適切でした。

企業結合は授業で全く扱っていない分野

過去の問題に比べると、内容・分量ともに解答しやすくなっているように思う(単なる易化ということではなく)

適切な難易度であったと考える。

法科大学院で学んだことを用いて思考すれば解答できる適切な出題であったと考える。

適切と思う

適切な問題でした。

国際関係法

書くべきことが多かった。もう少し「論じる」ことをさせて欲しい。

国際関係法(公法系)

平成22年7月14日司法試験委員会決定において試験対象から除外された国際人権法について問う出題がなされた。明確に試験対象から除外しておきながらその点について直接問うような出題は不適切であると考える。出題趣旨等によって、そのような出題をした正当な理由があるならば明示していただきたい。

国際関係法(私法系)

基本的な知識と現場思考とがバランスよく要求されるいい問題だったと思う。

国際私法

演習教材等が不十分なので勉強しづらかった。

配点が4:6なのに、答案用紙が同じ枚数なのは違和感がある。他科目との関係で仕方ないのだろうが…

法科大学院では習っていない国際民事手続法の問題ができました。設問1については問題の数が多かったです。

出題者の意図が読み取りづらい

租税

適切

租税法

論点が多く、時間内に終らない

本年度の設問は、広範囲な分野から適切な配分で出題されており、難易度も含めて適切であると考えている。

(3)-論文式試験についての意見

あてはめを中心に問う出題が含まれており、適切であると感じました。

適切

趣旨から考えさせる適切なものであったと思う。

問題内容について、適切であったと思う。

良問であるが、租税法は得意なため、やや簡単であると感じた。

適切な問題でした。

論ずべき点について誘導が多く、昨年よりときやすい形式であったと感じた。内容は考えさせる問題だったと思う。

確定申告について、広く問っていたが細かい論点とのリンク・つなぎがよくわからなかつた。

何故法人税法が出題されなかつたのだろうか？

中村先生の授業でやつた判例がそのまま出了ました。

昨年の悪問（過去で最も悪い）に比べると、大変よい問題であったと思う。

知財

授業で対応可

特許法については、問題数が多かつた気がします。

適当だったと思います。

知的財産権法

予想通り、消尽、映画

知的財産法

典型的な論点のようでいて、ひとひねりしてあり（と感じた）、解くのにとても苦しんだ。

過去2年分と比較して、非常にオーソドックスな出題内容であったように感じた。ただ、答えなければならない問題の数が非常に多かつた。

論数に比べて配布された答案用紙が少なぎだ。

著作権法が平成21年から難化しています。知的財産法は特許法と2科目なので、他の選択科目との公平の観点から、選択者の負担が重くならないよう、基礎的な問題にしてほしいです。

論点が多すぎる。時間（3時間）のわりに用紙の枚数が少なすぎる（各4枚）他の科目と異なり、枚数内に書き終わるという不要なテクニックが要求されるのはおかしい。

倒産

適切に思う。

倒産法

最も時間に余裕があり、日程的に最初の受験科目となることは受験者としては安心感があった。ただ個人的には各人がばらばらの科目を解くことになる選択科目を受験科目とすることの必要性自体を疑っている。

第2問の民事再生についての手続まで手が回らなかつた。

第1問と第2問のバランスが悪過ぎる

適切であった。

問題の分量が多いと思いました。内容は年によってバラつきがありますが、今年は法科大学院の講義の内容を越えていました。民事再生法はほとんど講義で扱いませんでした。

基本的な知識の正確性を問う出題であり、適切であると感じた。

基本的思考力の有無を問う問題でした。

分量が多いです。

設問の聞き方が何を意図しているのか分かりにくかったです。民事再生法上の手段を聞かれていましたが破産原因の有無のような破産法上の問題は書くべきか分かりませんでした。また、民事再生法自体講義ではほとんど扱っていませんでした。

問題文が短くて、出題意図が読みにくかったです。

設問自体は複雑ではなく、極めて基礎的な知識を問う問題でしたが、同じ論点でも破産と再生で比較検討せるものも、積極的に取り入れてはどうかと思います。

(3)-論文式試験についての意見

問題は適切

例年とは異なり、思考力・応用力を問う問題であったように感じた。

やや実務寄りの設問があった。実務を強く意識したロースクールに有利であったと思う。過去の採点雑感と矛盾するのではないか。

意見は特にないが、例年より難しく感じた。

分量は例年通り。いかに簡明、迅速に処理ができるかが問われるものだと思う。

基本から応用まで、バランスのとれた問題でよかったです。

設問2に知識偏重のきらいがあったと思われる。

選択科目の配点比重が他の科目の2分の1しかないことなどを考えると、現行の3時間ではなく、2時間の試験にしても良いのではないかと思う。

両方とも賃貸借の問題だったので、第2問目は別の事例でもよいのではないか。第1問の設問1の解除の話は概説で、一行程度しか触れられておらず、細かい。

比較的、典型的な論点と、手続に関する知識について、出題された。

知識だけでは対応できない問題、倒産では珍しい

形式、論点数は適切であったが、事例が短かった。

適切だったと思います。

労働法

論点が平年に比して少なかった。

基本論点について基本的理解を問う、良い問題だったように思います。

分量は適当であった。内容は少し簡単であったように思う。

今年は論点が少なかったように思う。

適切である。

時間が足りないと感じました。

問い合わせ抽象的。

他の選択科目に比べて、問題の分量が多いことが気になる。

他の選択科目と比べて事例も長く、論点も多い。教材や講義が一般的に他科目と比べて充実しているとはいえ、同じ時間ということを考慮すると試験の難易度としては公平性を欠くと思う。

適切な出題であったと思います。

やや知識偏重の傾向がある。

概ね適当

事実をどのように用いてほしいのか勉強しても、見えにくい部分があり、もう少し出題意図を明確にしてほしいと思いました。

理論面より事実を分析する能力や事実を評価する能力が問われている点で、適切だと思う。

オーソドックスである。

法科大学院で学習した判例の正確な理解を確認するような出題だと感じた。第1問、第2問ともあてはめにもちいるべき事実が多く処理に苦労したが、事案自体は複雑すぎず適当であったと思う。

設問の配点を書いて欲しい。書くと何か不都合な事が有るのか思い当らない。

他の科目とのバランスを考えて欲しい。分量が多くすぎ。科目間の有利不利を生じている気がする。

適切な質、量でした。

前年に比べ、基本的なことを問われていたと思うので、良かったと思う。

今年の問題はやや実務に傾きすぎている。もう少し教科書等や演習の勉強の成果が発揮される問題にすべきと考える。

労働法は他の科目と比べて問題が多い気がするが、今年は例年に比べて、論点がかなり多かったような気がした。

問題が多くて解ききれない。

適切でした。

適切

(3)-論文式試験についての意見

使用できる事実が多すぎてあてはめを充分にする時間がなかったです。

やや適切

もう少し出題をひねっても良いと思う。あれでは事例が単純すぎ、差がつきにくいと思う。

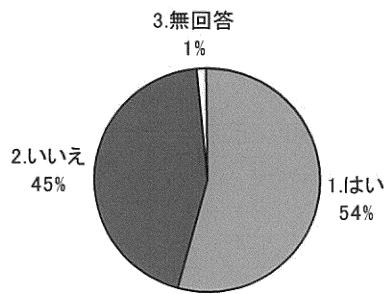
出題はロースクールでの学習に合致した適切なものでした。

処理が多い

(4)-法科大学院の授業への影響-A

今回の試験を踏まえて法科大学院の授業のあり方を変更する必要があると感じられましたか

(4)-授業への影響-A IDのカウント	
1.はい	116
2.いいえ	96
3.無回答	3



論理的視点の授業

実務的視点

論述能力

その他

23

37

84

23

(4)-授業への影響-B-textのサブレポート

(4)-授業への影響-B-text

教官達の意識改革を求める。大学の延長気分で来ている学者は出て行って欲しい。また、司法試験合格について危機感を持たない教官が多すぎる。ソクラテスマетодに捕らわれすぎている。無駄に学生に当ててばかり。もっと体系的な講義をするべき。

制度趣旨に遡った論述など、基本の理解を身に付ける授業を重視するべき。

長文を時間内に読み解く訓練と、そのために必要な最低限の法的知識を徹底的に覚えこむ訓練がなければ本試験には対応困難です。私の学んだ法科大学院では判例研究が中心の授業が多く、そのような訓練は一部を除き、授業中には要望しても殆ど行われませんでした。文科省で授業中に論文試験の起案等はしないようにと指導されているようでしたが、最終的に試験に合格しなければ何のために大学院に行ったのかわかりません。法務省は法科大学院が職業訓練校であると考えているから、本試験のような問題を出題しているのだと思いますが、文科省と法科大学院にはこの意識が全く欠けていると思います。

事務処理能力を問う教育をすべき。今のような、じっくり考える方式の授業では、到底太刀打ちができない。

理論面は、問題なし

知識よりも現場での思考力を重視する内容に。

事務処理能力を身につけられる授業、テストをした方がよい。

見当もつかない。

試験対策をした方がよい。法科大学院では試験対策はしてはいけないことになっていますが、私が学んだカリキュラムでは本試験に対応していないと感じました。

条文に即した、基本(どの教科書にも書いてあること)に忠実な授業を1年の時からやる必要がある。実務的=応用=基本の軽視という風潮があると思う。

担当教員の中には司法試験問題、出題趣旨、試験日程等の法務省の発表を確認しないで講義をしている者がいました。まずは、担当教員が、司法試験はどういうものなのかを確認してから講義を行なう必要があると思います。

制限時間内に書く能力

出題者が典型論点に飽きたのか、イレギュラーな出題が増えてきている。このような出題傾向は、地道に基本的事項を勉強してきた受験生を惑わせて、適切でない。司験委員の独善もいい加減にしろ、というべきである。

現場思考力を養うトレーニングを取り入れるべきだと思います。

答案指導は良くないが「書く」(法律文章)という意欲を。

このままでは、学校で受験対策をしなければ合格者を出せなくなる。

試験科目以外の授業は廃止すべきだと思う。未修者や社会人は、六法に加え選択科目の勉強で時間的・能力的にも限界であり、他の科目は受講したい人だけが選択できるような制度にして欲しい。確かに少年法や法曹倫理などの科目の重要性も理解できるが、晴れて合格した際に勉強させて欲しい。すべての学生は新司法試験に合格し、法曹になることを目的として進学しているので、学生的負担を考えて欲しい。

短時間に多数の問題を処理する練習は不足していると感じた(刑事訴訟法、行政法)。定期考査の際だけではなく、授業の中で意識的に取り上げて慣れる必要があると感じた。

憲法・より権利衝突(争点)を意識できるような視点を充実したほうが良い。行政法・基礎理論もさることながら、学習範囲をきっちりと設定して欲しい。(我々の在学時には、地方自治法や立法政策論は不要と考えられていた。)

卒業時に科目ごとの達成度にばらつきがあるように感じる。

・試験で、実務修習で問われることを中心と置く、短答でも問われないような細かな学説の対立、指導教官の説を長時間扱うのは有害である。／・現状では過重な課題のため若手な所に自習に手が回らない。結果として入学時の学力が本試験の結果を決定づけている。

あまりにも試験を無視した授業はしないでほしい。

試験の方は基本的知識を手元にそれを使いこなせるかを問う方向に舵をきっているのに対し、ロースクールでは未だに所謂論点を中心とした旧試験的な内容の授業がまま見られる。もう少し、実際の試験に即した授業を行う必要があるように思われる。

体系的な学習も取り入れてほしい。(短答に対応できる科目が少なすぎると思いました。)

特に、本試験の「民法」については法的知識を有しているだけでは足りず、現場思考で、それをいかに使用し、法的構成を行うかを問われていたので、具体的請求について、いかなる法的主張ができるかという観点からより実践的な学習が必要だと考えました。

2年ないし3年というロースクールで学ぶ期間を見通した上で、カリキュラムを立てる必要があると思った。我がロースクールでは未修3年時で民法の授業が一つもなく、このようなバランスの悪いカリキュラムは改めるべきと思う。

論文式試験は、法科大学院の講義とのかい離ではなく、学校での授業は試験を最終目的とする上で、とても良かったと思うが、短答式試験は学校の授業とは異質な感じがした。結局、自力で短答の勉強方法を模索するしかないと思う。

とにかく「誰も教えてくれない。自分で考えろ」ということを明示する。その上で課題をしぶる。旧司に一元化するなら平成以降にしぶり、昭和の問題には手を出させない(少なくとも授業では触れない)。問題に元となる判例や問題集があるならそれをきちんと提示する。

2時間という限られた時間内で、全ての論点についてあますところなく書く技術は必要だと思います。また、配点が記されている場合、どの程度におさめるか練習をつんで慣れておくことも必要だと思います。

法的思考速度を上げる工夫をした方がよい。

論点主義的出題をするのならば予備校教育で十分。

指導する者に法律実務家としての基礎体力を備えさせる講義を行う能力に欠ける者が多いと思う。生徒に要求する以前に指導者の質を抜本的に見直す必要がある。

商法につき、賃借対照表の読み方等、実務的実践的授業が必要だと思います。私の所属LSでは、賃借対照表の読み方を授業で教わった記憶はありません。

条文、判例の研究はいいが、最初からその理論面あるいは実務面を授業されても、なぜそれが理論上あるいは実務上重要なのかが意識されていないため、取得すべき知識、技能を適切にとらえにくい。また、思考力は法的知識を前提にするから、基本知識からの思考展開を示す工夫があるとよいと感じる。

事例問題の解説の際、過失相殺(民722条)を検討をせよと言われ、本問の具体的な事実関係の下でどのような事実を用い、どのような注意義務違反を認定するのかと尋ねたところ、解説者が返答に窮したことがあった。論点があることを述べるのではなく、具体的な論述の手本を示して欲しいと思うときがある。

授業と試験のどちらかを変えればいいという話ではなく、教育のプロセスそのものを重視する方向で制度(ロースクール)を作つておいて、最終的な結果は結局テストではかる、というのはチグハグすぎる。ちゃんと考えて制度を作つてほしい。

憲法が

あてはめをもっと重視させ、あてはめができていない又は不十分な者に高成績を与えない。なぜなら、自分ができる人間であると錯覚するから。

基礎ができていることを前提として、応用的な問題を講義で扱う傾向がある。しかし、試験で最も重要なのは土台となる基礎の部分であり、これが不完全なまま応用を学んでも無意味であるし、有害ともなりかねない。もっと基礎的な知識を確認する場を増やす必要があると感じる。(応用を否定するつもりはないが、少々応用に走りすぎた傾向がある、ということ)

授業では「一応触れた」程度の部分が試験に出ると困つたので、もっと重点的に授業で範囲を増やしてほしい。

論述試験は、問題の論点共に量が多過ぎる。一部の天才を除き2時間では考へている時間もないため、結局いわゆる論証パターンを覚えてひたすら書いた者が勝つ試験だと思った。よって、法科大学院の授業でもひたすら論述能力を身につけるための工夫をした方がよいと考える。

答案練習が悪いことのように、受験指導だと言われているが、時間内に簡潔に表現するということは、法曹の必須の能力ではないか。そもそも型にはまった論述では合格できないのだから、書き方・表現の仕方の指導があつてもいいと思う。毎年採点実感で法的三段論述うんぬんと書かれているが、そもそも法的三段論述を学ぶ場がない。

短答式試験に対応できる力が身につかない。基本的な知識の修得ができるように工夫してほしい。

隣接科目等のうち、試験に直接役に立たない科目はなくすべきだ。

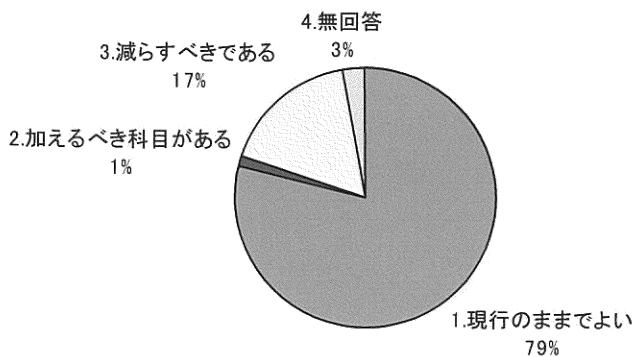
論文は思考を求められる問題であると感じた。短答も一個、一個の問題としては思考を問う問題であるが、全体としては結果的に細かい知識を問う問題であると感じた。その理由は、分量から事案を正確に把握して、条文、判例の理由を具体的に当てはめて回答するには時間が短すぎるためである。特に今回はその傾向が顕著であった。実際に時間の関係で、問題文を流し読みして事案を取り違え、肢も最後まで確認しきれなかったので、(時間を考慮せず)試験後確認したら適切に処理できたにもかかわらず、誤答をしてしまっていた問題が多数あった。短答式で足りりを行つのであれば、ラインはかなり低い点としないと、時間と分量の関係から条文と判例の趣旨、考え方を理解するのとは別に、個々の事案と結論を単純かつ大量に詰め込んで条件反射で回答できるようにする勉強が必要になる。短答も個々の問題としては思考を問う問題(実際に短答の過去問をベースに事案処理を考えた勉強もしたので、論文はかなりの高得点が取れた。)があるので、思考力を問うのであれば分量を減らすべきだし単なる知識点として扱うのであればもっと論点を明確にした問題とすべきと思う。いずれにせよ今回の短答は、足りりラインは低めに設定して、できるだけ論文との総合点で判定した方が思考を問うのであれば適切ではないかと感じた。

事実認定の基礎の教育の必要性は感じた

(5)-試験科目の適合性-A

短答試験科目は現行のままで良いと考えますか。新しく加えるべき科目がありますか。

(5)-試験科目の適合性-A IDのカウント	
1.現行のままでよい	169
2.加えるべき科目がある	3
3.減らすべきである	37
4.無回答	6



(5)-試験科目の適合性-B

1.現行のままでよい

科目数よりも問題の数と内容を考えた方がよいように思われる。問題の数と解答時間を増やして、その残り問題の内容をもう少しブレーンにした方が幅広く基本的知識の有無をはかることができるのではないか。

2.加えるべき科目がある

破産法、労働法

要件事実

3.減らすべきである

全科目廃止すべきである、アチーブメントテストに過ぎず、旧試験の横行を引きずっているだけのものである。

公法系

全体的に問題数が多い

商法のうち会社法以外については全く手が回らなかったので商法総則・手形小切手など

科目を減らすというのではなく、ロー卒業要件が短答合格レベルであるなら不要なはずなので、択一試験そのものをなくすべき。足切り人数の多さが問題とされているため、ローの単位認定の甘さが問題となることがあるが、短答は(内容面では論文と対策方針は同じとは言え)やはり論文とは異なる形式である以上別個対策が必要と思われるだけに、試験対策を禁じられているローだけではどうしようもない現実があると考えるが、受験生にとって短答で足切りを食らうことはもったいないとかそんなレベルの話ではなく泣くに泣けない。仮に存続するのであれば、択一試験を卒業前に実施し、卒業要件に加えるべき。

行政法、会社法

刑法は負担が多く、減らすことも検討されてよいのではないか。

憲法

憲法

行政法は不要だと思います。

商法

実務・修習において一部の人しか使わない、憲法・行政法・商法を減らすべきである。

行政法・商法・刑事訴訟法

どうせ受験者の約4分の1しか足切りせず、最終的な合否への影響力も論文式に比べて8分の1というふうに軽視するのであれば、受験者に過度な負担を生じさせる短答式試験自体が不要であると考えるべき。

内容面で

選択科目は必要なのか？

商法

商法、行政法、刑事訴訟法、民事訴訟法

たった数割の足切りだけのために、あんな労力をかける意味が分からない。そもそも存在意義がわからない。

商法、手形法、少年法、会社の清算等←科目内で出題範囲の限定を!!

行政法、商法

行政法

手形、小切手法

負担が大きい。

手形、小切手

行政法

商法、手形、小切手

憲・民・刑でよいと思います。

公法系と刑事系全般

公法系

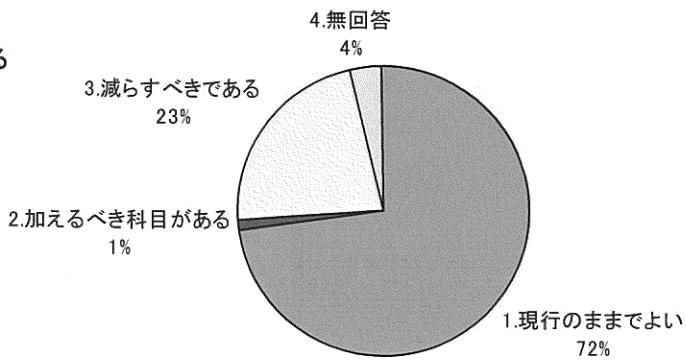
行政法、商法、民訴、刑訴

(5)-試験科目の適合性-C

論文式試験科目は現行のまま良いと考えますか。加えるべき科目や減らすべき科目がありますか。

(5)-試験科目の適合性-C

1.現行のままでよい	156
2.加えるべき科目がある	2
3.減らすべきである	49
4.無回答	8



(5)-試験科目の適合性-D

1.現行のままでよい

旧試験と同じく、基本六法をベースに、民事系については執行・保全を加えた科目にしたほうがいいと思います。

現行の負担量や会社的な動静を考えると、改善の余地はあると思うが、具体的な対案が浮かばないので、消極的に現行指示という趣旨。

2.加えるべき科目がある

司法試験が実務家の登用試験であると考えるのであれば、労働法や倒産法のいずれかは必修化しても良いのではないか。

一般教養人としてふさわしい、地理、歴史、文学、を出題すべき。

3.減らすべきである

選択科目

選択科目は本当に必要なのか。特に国際私法などは、安易に逃げる学生が選択をする科目として有名であり、他の科目との均衡を失するものであると考える。

選択科目

選択科目を減らして、基本7科目だけの試験にするべき。

選択科目。講義数に比して、負担が大きすぎる。大学間の講義の格差がありすぎる。

選択科目

修習前に必要な範囲で

公法系、刑事系は選択とすべきである。実務的に最も重要な民事系だけを必修とすれば足りる。

憲法

公法系あるいは選択。公法系は問題作成にも限界がきているのではないだろうか。今年の憲法がグーグルアースを題材にしており「ハヤリ」ものに手を出したからである。

行政法、選択科目は不要だと思います。

選択科目(他の主要科目の勉強に当てるため)

実務・修習において一部の人しか必要としない、憲法・行政法・商法は減らすか、選択科目にするべきである。また、選択科目自体もなくすべきである。

行政法はいらないのでは

選択科目・行政法

憲法の出題内容をみればわかるが、これを受験科目として独立して課すことの意義は改めて問われるべきである。また、選択科目をわざわざ受験科目として課すまでの必要性はない。時間の無駄である。

選択科目を減らして、基本7科目だけの試験にすべき。

環境法

行政法

実務で使われてない憲法

憲法は選択科目にしても良いと思う(行政法も)

選択科目

行政法

選択科目

行政法

どの科目というのではなく、受験者の全体的な体力的負担が重すぎる。若く健康な男性でないことは自己責任という考え方かも知れませんが。

選択法

選択科目は学習するべきであるが、試験をするまでの必要があるのかよく分からない。

選択科目

選択科目については、現試験の科目量からすると受験生としては負担が多いので削減すべきである。

選択科目、行政法

憲法、選択科目

選択科目は不要と考えます。

選択の必要性が分からぬ。別分野ごとの点数の差は正しいのか良く分からぬ。

手形、小切手

選択課目です。

行政法

憲法

憲法、行政法

選択科目

憲法は短答だけでいいと思いました。

憲法

公法は不要、国語の試験にすぎない。

公法系と刑事系

憲法

行政法

行政法・選択科目

4.無回答

選択科目に刑事系の科目がないのは疑問。

(6)-その他お気づきの点

今回は、全体的に問題文が長く、また論点が多くすぎたのではないか、という印象を抱いた。特に刑事系は、毎回書くことが多く、時間内に書ききることはかなり困難だと思われるところ、それを減らさずに出題し続けていることについて、どのような意図をもっているのか、疑問に思う。

論文式において、民法や刑法等、問われている事項が多すぎると、実力の差が如実に現れる規範定立にかかる理由付け等の部分に多くの時間を割くことができず、その結果、大して考える力のない者の答案と同等の（中身がスカスカで最低限書くべきことを書いたというような）ものになってしまうおそれがある。この観点からは、現在の出題よりも少し論点数を少なくし、少数の論点につき、厚く論じさせる出題にすべきであると考える。事務処理能力は短答式によってその能力を試せば足りる。

試験対象から除外された分野からの出題がなされた。司法試験委員会においてどのようなプロセスで問題が作成されているかは分からぬが、このような出題は明らかに不当であると思う。今回このような出題をするに至った経緯と趣旨を明らかにするとともに、今後一切このような事のないようにしていただきたい。

会場が暑過ぎる

法科大学院を卒業しても法律家になれない人が多すぎる。制度の欠陥が酷い。

弁護士会が合格者数を減らせと主張するのは間違っている。毎年最低3000人は合格させるべき。弁護士過多のどこが悪いのかが分からぬ。弁護士も競争すべき。ユーザーのことを考えていない。自分の儲けだけ。法科大学院での講義はほとんど試験に直結していない空疎なものだ。周りの連中で二桁合格した上位合格者はほとんど講義を無視して授業中寝ていたか他の勉強をしていた。司法試験の問題傾向も旧試験的に知識と答案練習で受かるようになってきた。判例を無批判に鵜呑みして書かせる刑事系の試験は受験生を思考停止にさせる。民訴は学者が出題した感じで逆にアカデミックすぎた。

科目ごとに出題傾向が異なり、試験対策がむずかしい。複雑すぎる事案を出題すれば、時間に追われ、深い論及を試す試験にはならない。本年度の民法はそのような問題であったように思う。

旧司法試験に近い問題な気がした（特に民・刑）

精神力が最も重要な試験だと思いました。

- ・昨年と比べて、論文試験が1科目2時間ずつに区切られたことによって、時間配分等、楽になった。
- ・論文試験が先になったのは、体力的に去年よりもよかったです。
- ・旧試のように短答と論文の日程をわけてほしい。
- ・他の国家試験のように、単位式にする等の対応を考えてほしい。

刑事系の問題の量について、問題数そのものよりも、問題文が長いものが多い

科目によって処理が多すぎるものがある。

短答試験と論文試験の日程を分離してほしい。

分量が多く、論点に気づいても書ききれない。

福岡の第1会場であるが、試験室内で異常に大きな咳をする特定の受験生があり、同試験室内の多数の者から試験監督員に苦情が出ていたということがあった。しかし、その受験者が監督員の改善措置をかたくなに拒み、試験最終日まで終始他の受験生の妨害となっていた。別室受験を勧めたがこれに従わず、監督員としては権限がないため説得以上の措置はとれないとのことであった。他の試験室との間で公平性に問題が生じる程度のものであり、何らかの対策をとれるようにするべきである。これは私個人だけの意見というわけではなく、周囲の複数の者からもかなり強い意見として出ていた。

試験終了の合図の後に監督員が答案を順番に回収して回っている際に、監督員の様子をうかがいながら論述を続けている者が目に付いた。一部の者ではあるが、複数の科目で、一度は試験終了の合図でペンを置いた後に、周りの様子を見て再び加筆を続けていた。他の試験会場でも同様の受験生がいたと聞いた。この点はたいへんに不公平感を感じた。

監督員の人数を増やし答案回収時にも受験生を監視するとか、監督員の目の届きやすい小さい会場を使用するとかの対策が必要だと思う。

また、事前にペンを置くという監督員の指示に従わない者は「不正行為とみなすことがある」とアナウンスをしているのであるから、今からでも本格的に調査をして加筆をしていた者にはしかるべき対応をとってほしい。

やや論点重視型になったような感じを受けた。

今まで見たことがないといった問題が少なくなっている。その分、定型論点的な問題が多くなっており、これからもこの傾向でいいってほしい。

私のすぐ近くの席の受験生が試験時間終了後も試験監督員・補助員が答案を回収に回ってくるまでの間に答案の作成を続けてました。その受験生は複数の科目で同様の行為を行っていたので、私は試験の休み時間に試験官に対して、試験終了後も答案を書いてる者がいる旨を告げて対応を求めました。これに対して、試験官は次の科目からは監視を強化する対応をとって、以後の予防に努めてくれました。しかし、試験官の話では、どの受験生が試験終了後に答案作成を続けていたかは私から聞かないとのことでした。私としては、本来なら私からの受験生かを聞いて特定したうえで（私は席が近かったためにその受験生の受験番号も分かっていました）、当該受験生からも事情を聞いたうえでしかるべき対応をとるべきではないかと思いました。これでは受験生が不正行為を発見しても監督員が現認しない限りは問題にはならないということになり、監督員に発見されないように試験終了後も答案の作成を続けてルールを守らずに不正行為を行った者が得をすることになりかねず、受験生間の公平を著しく害します。他の受験生が同じ条件で時間が余分に欲しいにもかかわらず2時間で答案を切り上げているのに、一方で確信犯的に不正行為をした者が合格することになってしまっては到底納得できないです。

現場の監督員の対応が上記の場合には該当する受験生を特定しない方針であればそれ以上は私としても何もできませんが釈然としないものがあります。

また、私の受験した会場では机が傾斜していてペンを意識して置かないと転がってきました。加えて、机に線（溝）が入っていて起案をしていると何度もペン先が線（溝）にひっかかり、文字がうまく書けないことがあります。試験会場を選ぶ際には実際の答案作成に適しているかも考慮してほしいです。

以上の私が受験して気づいた点は是非司法試験委員会・関係機関に伝えて欲しいです。

試験官の運用が適切でない。初日の選択科目の開始が、名前を書いている途中に始まった。答案用紙の枚数確認を途中まで行わなかつた。

レギュラーな出題が増えて、何を問おうとしているのかよく分からなくなってきた。もっと素直で基本的な問題を出題すべきである。司法試験は単なる研修所の入所テストである。

特に公法系で感じたことであるが、考える力よりも、いかに短時間でミスなく書けるかによって差がつくように思った。

年ごとの難易度、複雑さのばらつきが大きすぎる。

- ①3回受験したが、すべて日程や試験時間が異なっていた。新司法試験も6回目となるので、そろそろ確定してほしい。
②考查委員が法科大学院で講義を受け持つことは明らかに公平を欠くと思う。考查委員がいない大学院は情報収集などの点で圧倒的に不利であり、改善してほしい。
③問題の設問が多すぎる。問題作成の際には、考查委員の方々は、実際に書いて分量を検討して頂きたい。

短答試験と論文試験の日程を分離してほしい。

試験終了の合図後も論文式で記述を続ける受験生がいた。試験監督は、きちんとチェックをしていたのか、心配である。

1. 択一式試験への疑問

今年は択一試験が最終日で、予備試験と日程をあわせたのが理由とされているが、主目的として足切りのために使う試験を最終日に持つて合理的な理由とは考えにくい。実感として、すでに論文を書き終えている状態であるため「論文を無駄にしたくない」と無駄にプレッシャーをあおるだけではないかと思う。また、今回の択一試験はマーク個数を見ると、40問87個、74問95個、40問76個とかなり多いと感じた。

そして、公法系では、比較的新しい判例について3つの肢について○×を判断し1~8で選ぶという形式が増えているように思う。この形式は1つでも肢の判断を誤ると点数がないという形式であるため、受験生であれば必ず知っているべきという判例等についての出題であれば納得はできるが、今回比較的新しい判例について細かく聞いてくるというのは、嫌がられを感じた。また、刑事系では肢を判断するために読む必要のある文章量が例年よりも非常に増えているように感じられた。そのため、最終日最後の試験で時間ぎりぎりまで解くこととなり、かなり焦りを感じたのと、試験後の不安感をあおられている。

2. 論文試験形式の変化

今年から試験時間が変更となったため、以前の科目時間配分ミスの懸念は減少したと考えられる。ただ、今年の憲法に代表されるように、無理やり融合させて時間をとられるということも出てきた。また、問題文の量自体はさほど変化がなく答案構成等に使う時間を考えると、2時間という時間は非常に短く感じられ、小問ごとの時間配分ミスという懸念は増加したと考えられる。

3. 受験生の度肝を抜く出題

毎年、何らかの奇問・難問を出題してくるのが高齢となりつつあるが、昨年の地方自治に引き続き、今年も行政法が奇問・難問を出題してきた。設問2では、例年よりも誘導がわかりにくく、設問と会話分で指示されている内容の関係性を把握するのが難しかった。設問3では立法政策を問われ、予防的な法的判断の実務における重要性は契約法等で認識しているが、これを行政法で求められるとは思わなかつたし、授業等でも触れたことはなかった。(あるとすれば、明治大学ロ一入試の小論文で法律条文を作成したというくらい。)

4. ロースクールと新司の乖離、今後のへの希望

新司の受験が3回目ともなると、その間にロ一の中でもいろいろと改善が図られているとは思うが、少なくとも私が授業を受けた段階では、ゼロからじっくり考えていくという、いわゆるリーガルマインドを刑事系を筆頭に徹底的に養っていただけたと思っている。しかし、現在の新司は、時間的制約の中かなりの量の争点に対する見解を記述することが求められており、かなりの前提知識と事前準備を論文・短答それぞれの形式に添つ形で有した上で非常に高速な事案処理を求められているように感じられる。事実、私自身、ロ一を卒業して試験勉強を徹底的に行っていくうえで、試験において必要な法的な知識やテクニカルなことを少なからず知ることになった。

そうすると、法的な思考力養成は一定程度なされていても、新司の求める高速かつ適切な処理を可能ならしめる法的要素を有するに至るには、一定期間の熟成・鍛錬が必要であることになる。ロ一で試験対策が禁じられていることからすると、それを行うには原則として個人の努力に委ねられており、方法論としては完全に個人で行うなり、ゼミを組むなり、弁護士会等の協力を受けたり、予備校に頼ったりするしかない。ただ、後者2つは組織的な問題があり、簡単には個人で実現しにくい。また、個人単独で対策を立てるにはまだ統計が蓄積されておらず、抽象的な意味での「求める法曹像」はわかっていてもいざ具体的な試験対策となるとかなり難しい現実がある。同様に受験生だけ集まつてのゼミ形式でも限界がある。つまり、受験生としては、有効な方策がないまま勉強方法の決断をはかりある意味ギャンブル的に新司に望んでいるよりも思われる。(もちろん、勉強していないという意味ではない)現在の新司の結果の統計を受けて、一部の優秀な受験生を除き、一般的の受験生の考え方としては、3回しか受けられないにもかかわらず「1回目は何が足りないのか受けみないことにはわからないから、受験する」という試し撃ちの意味合いが強いように見受けられる。(これで1回目足切りを受けた後のことを考えていただけると、2回目が論文の試し撃ちとなり、そこから来る様々な恐怖から受け控えへ走る気持ちも理解できなくはありません)

そこで、今後のロースクールに求めたいのは、まず①ロ一で何を学ぶべきか受験生に何を求めるのかをはっきりさせるため、可能ならば新司法試験委員会と法曹養成と試験の出題方針のすりあわせを行ってもらいたい。②地方ロ一では難しい面もあると思うが、最新の受験に向けた同行を察知するため、できるだけ全国的な情報の共有・受験生への還元を行ってもらいたい。そしてなによりも③積極的に勉強する人への選択肢をさらに提供するために、専門家を交えてフランクなゼミや自習が図れるような環境を留まることなく常に拡大する方向で整えていただきたい。また、④「無職」と書かざるを得ない「施設利用」ではなく、(研究者レベルには至らなくとも)学校に所属しているという意味での「研究員」地位なりを、全国的な統一基準としてロ一修了生に付与していただきたい。最後に⑤現在の新司の状況を見ると、今後3回目まで受けても通らない人が多数となると考えられる試験なので、在学時から、法曹に縛られない進路選択の情報提供(ex: 司法書士等の資格取得やパラリーガル、公務員等への就職等々)これらは併設している大学と協力すればまったく不可能というわけではないと思います)を行っていただきたい。

以上、一受験生の意見として、実現の可否は別として、思うままに述べさせていただいた。

私は、今回で受験資格を失うことになるが、今後ともロースクール及び司法制度改革がよりよいものとしてうまく機能し、社会に還元できるよう願っている。

最後に、現状を考えるとこの進路でよかったのかという複雑なもやつした感覚はあるものの、自分の選択でロースクールに来て、しっかりと学ばせてもらって卒業し、全力で3回の試験に挑んだことに關しては、後悔はなく、ここまでサポートしていただいたロースクールには本当に

論文試験について、問題が散文的で、紛争を解決していくという実感がなかった。

短答公法系が細かいことを問うてる気がした。

今年の行政法の誘導は、2010年度に比べるとややわかりにくかったような気がします。

試験会場をもっと快適な場所にすべき。

三回目の受験はプレッシャーが重すぎて、まともに受けることがむずかしい。

既存の知識ではなく、試験場でも現場思考力を問う問題が増えたと思う。

択一と論文は試験日を別にすべきである。不必要的労力を受験生に課しすぎである。はっきり言って、旧司の時代の方が受かるのは楽だつたと思う。

今年が2回目の受験。最終日に短答という日程は、自分的には良かった。(論文の勉強に集中できたから。) 大きな問題がなくなったのも、設問に無理が感じられず良かった。細切れになった日程で、腕の疲労は増した。科目ごとに、失敗を考える時間が増え、精神的ダメージは受けやすかった。

やはり今年のように基本的知識を手元にそれを使いこなせるかを問う形の方がよいように思う。去年のようなエキセントリックな問題が多いと、基本的な知識をまともに積み上げるという勉強が馬鹿らしく感じられるという悪弊がある。

以前の年度に比べ、択一、論文ともに問題が劣化したと思った。

名城大学で受験しました。名城大学は大学の講義室が試験会場であって、会場の形が扇形であったこともあり、右隣や左隣があいてなくて六法などの置き場に困っている人がいた。右隣に六法を置いて答案を作成する人は右隣があいていないと不便になるのではないか。なかには右隣も左隣もあいている人がいたので受験環境(作成環境)間で不公平が生じていると思った。

択一と論文の試験日を1週間で良いので分ける。疲労で受験生のパフォーマンスが落ちていて、受験生、採点側双方にとってメリットがない。

受験会場がどこなのか、試験直前まで分からなかった。受験地が東京の場合、受験会場は複数あるため、もっと早く知りたかった。

初日に使用できた筆記具(下敷き)が三日目に監督員から使用を禁じられた。そもそも使用できない物であれば、初日に注意すべきであるし、使用禁止のものであれば、それを正確に記憶し、初日に注意できるようにしておくべきと思った。

現在はお昼休みの時間帯のみ、着席場所での食事が許されていますが、それ以外の休み時間も糖分補給のためのあめやチョコレート等を食べることを許していただけると嬉しいです。また、注意事項の読み上げはゆっくりとした口調でしていただけると嬉しいです。(緊張した状態ですので、早い口調だと聞き逃してしまいそうになるため。)

試験日程が短答式が最終日となつたが、試験期間中の中休み日を短答式試験の前日にして欲しかったこと。若しくは、例年通り、初日短答式の方が良いのではと思う。

択一と論文の試験を一週間ほどあけてほしいです。

量が全体的に多い

全体的に論点が多く、とても2時間では書ききれませんでした。試験作成者の方は、この量を2時間で書き切ると想定していたのか、それでも書ききれないだろうがそれをうまく書きあげてほしいと考えていたのか、ぜひ知りたいです。

前年に比べ、問題文の誘導が丁寧になり(特に行政、民訴)試験委員の配慮が感じられて。回数制限からくるプレッシャーが尋常ではない。

尋常ではない咳をする受験者がおり、別室受験が認められたにもかかわらず固辞し、大変な迷惑を被った。どうにかならないのか(福岡会場、倒産法)

今回は、分量が多すぎで考える余裕がなかったです。司法試験は実務において適切に考える力があるかを試す試験であるべきなのに、このような出題をすれば、知識偏重の者が有利となってしまう。本当にこのような形式で思考力が図れるのかはなはだ疑問であり、司法試験は何を試したいのか解答中に疑問に思つたし、裏切られた気分だった。

回数制限のおそれから、受け控えする者が大學生じていることから、結局受験年数が長くなっているので、回数制限を破棄すべき。

法科大学院は新司法試験の現実に向き合っていないと思う。一方で新司法試験についても制度内容を変え過ぎな点もある(出題形式など)。学生は人生をかけ、金銭面でも厳しい中勉強に励んでいる。そのような努力が多少なりとも報われるような試験制度及び法科大学院制度にしなければならない。

公法系第2問以外は論述式試験の時間が足りない。論点を減らすべきである。

サンシャイン会場(第1教室)で、短答式科目(刑事系)終了時間1分前に「やめてください」とのアナウンスがあり、その後に「失礼しました」とのアナウンスがなされました。受験生としては、大変戸惑いますので、運営面での改善が必要だと思います。

憲法・行政法・刑事訴訟法の短答に関しては実力が計れるか疑問。

法科大学院で考える力を養うことを狙いとしているのに試験で問題数が多いと、結果的に考える時間が足りなくなり、論点重視に逆戻りしてしまうよ思います。

試験監督員の態度が威圧的で不快だった。(マイドーム大阪2階B・C)

全般に処理すべき分量が多過ぎると感じた。

ロースクール教育と試験とでは、隔たりがあると感じる。これは仕方のない面があるだろうが、ソクラテス・メソットにばかり偏らないで、議論をうまく導いた上で、業務上も意義の大きい授業をして下さると、学習効果は高いと思われる。

短時間で大量の問題処理を論文式で要求すべきではない。1つの設問内(小問内)が主張・反論をふまえて等、複数の要求があり、深く事実認定する評価するのは困難。8ページ書ききる人がどれだけいるのかを考えて欲しい。

出題趣旨等は公表されるようになったが、全体的に秘密主義すぎる。たとえば採点者間では共有されているであろう採点基準等を公表することにはデメリットもあるかもしれないが、受験者のこうむる精神的負担に比べればまだマシでは。

問題の質は非常に高く、素晴らしい試験だと思いました。しかし、刑事系科目の短答式試験については、1Pに3分のペースで解く必要があり、他の科目(公系は4分、民系は5分)との差が大きすぎるのではないかと感じました。

試験中、監督者がしゃべりすぎ。

試験の30分ほど前に解答用紙が足りないという事態が発生し、受験生が用紙の重複を確認しなければならないことになっていた(選択科目)。精神衛生上、無用な心配(試験の進行について)がかかった。

論述試験は問題・論点が多くすぎる。いったい何のために、そうした出題になったのか、教えて欲しいところである。

短答では、民訴と刑訴とで、共に訴訟法であるにもかかわらず、出題傾向が大きく異なる。この点に合理性はないと思う。

試験監督がルールズすぎる。Iphoneをズボンのポケットに入れたまま、毎時間のようにトイレに行く人がいました(それも監督官の指示を待ってではなく、勝手に出ていってしまうのです)。注意事項の説明を全く聞いていないと思われます。試験終了の合図があつてもマークを塗っていましたが、このように基本的なルールを守れない人に法曹人たる資格は与えるべきではないと思うので、厳重に注意又は処分をしてほしかったです。

試験日を土日開催にしてほしい。

会場の机は2人で1脚であったところ、私の前に着席した受験生が隣の受験生に机を揺らさないでと何度も注意していた。このような事態を避けるため、会場の机は固定されたもの、又は1人1脚用意するべきではないかと考えた。

問題の傾向が変わるものならず、点数配分や試験日程の変更があるのは対応しづらい。

会場が狭くて汚い。試験監督がデリカシー皆無

1. 知り合いの受験生が、試験終了後も起案を行っている者を発見したので休み時間に監督者に報告したところ、監督者は報告をした知り合いの受験生については後から話すため(説明・謝罪のため)に受験番号・座席をチェックしたようですが、肝心の起案を続けていた者については、確認・対応等をしなかったそうです。私たちが制限時間内に条文の引用を省したり、汚い字で仕上げたりしているのに、時間オーバーして起案を行った者に対して何も対応を取らないことは問題ないのでしょうか。監督者は報告した知り合いの受験生に対して説明・謝罪等の対応をするだけでなく、起案を続けていた者に対して何かしらの対応をとるべきだったのではないかでしょうか。

2. 私の法科大学院受験・入学の時点では、新司法試験は合格率が7、8割で受験は卒業後5年以内に3回という制度になるとの説明でした。現在の合格率であれば、卒業後5年以内に3回という受験制限はなくしてもらいたいです。

上記1、2の点は、法務省等のどこの機関に伝えればいいのか分からぬるのでこのアンケートで述べさせていただきました。受験生の強く感じた意見であり、後の意見交換会等に反映されると良いです。

形式面について。短答式ではシャープペンシルの使用は認められていませんが、市販のマークシート用シャープペンシルという筆記用具があります。認めて欲しいです。

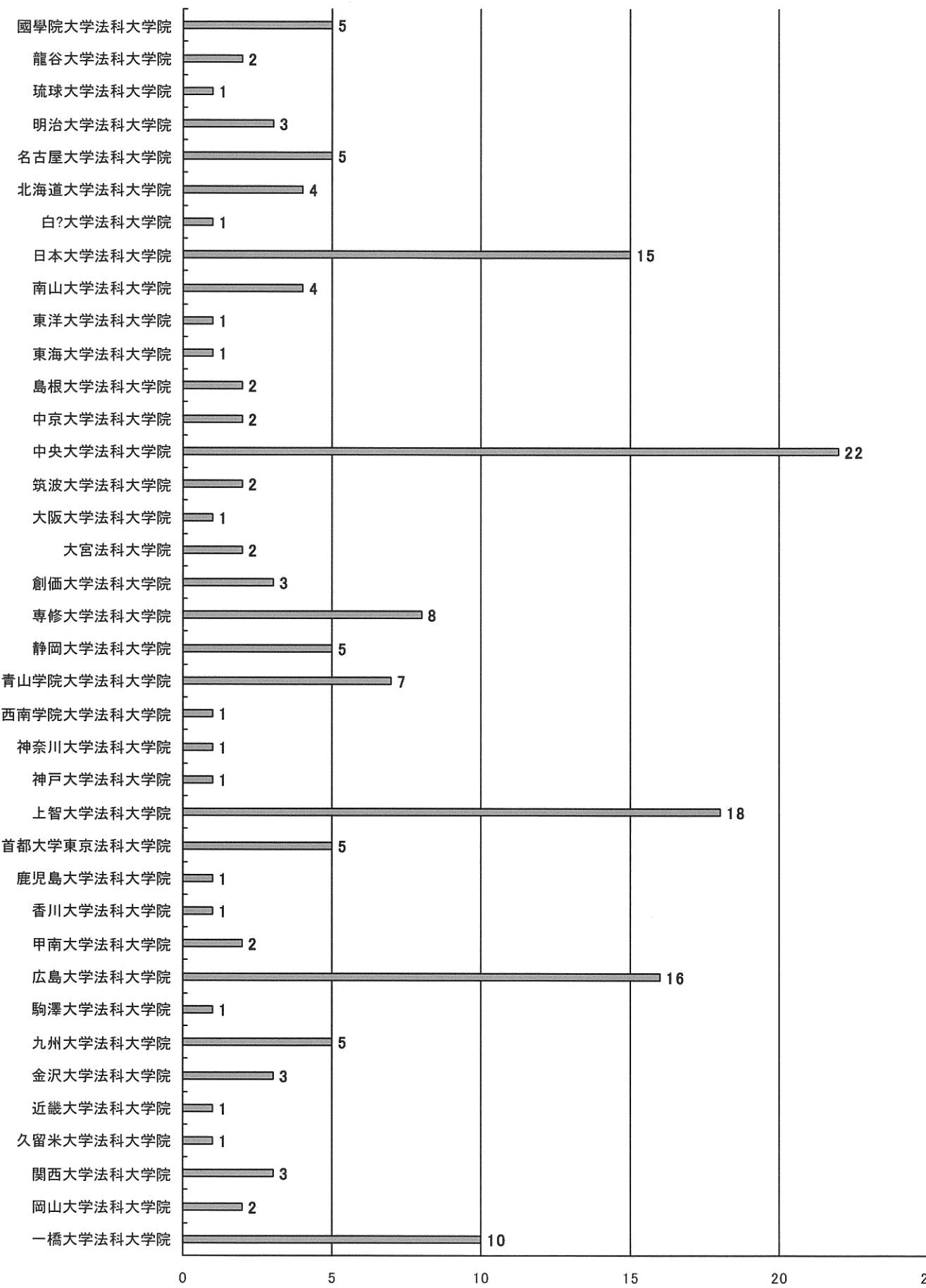
論文は事案に応じた思考力を問う極めて良質な問題であったと感じたが、短答は一個一個の問題としては良問であるものの、分量と時間の関係から全体としては悪問であったと感じた。特に過去問と比べると今回はこの傾向が顕著であったと感じた。また、論文が思考を問う問題であったことも併せて、公法が特に顕著であった。

民法では、要件事実が出ず、実務と理論の架橋であるべき法科大学院の学習の成果を試す司法試験の問題としていかがなものかと思います。要件事実の学習を疎かにする法科大学院も今後出てくるかもしれません。これは法科大学院の理念に反します。また、行政法では例年に照らし誘導が不親切でした。出題趣旨を捉えるのも試験の一つですが、それを示す材料として少し不十分だった気がします。刑訴は、時間が本当に足りませんでした。拾うべき事情・論点ともに多く、②時間で十分解答するにはかなり難しいと思います。

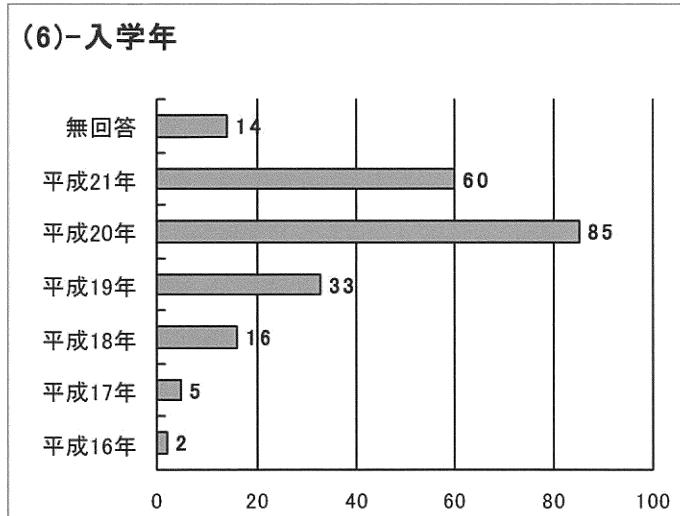
短答式試験が最終回というのは少し大変だった。初回、二日目に試験数が集中しており負担が大きかった。

試験監督の方が少々神経質すぎるのではないかと思います。

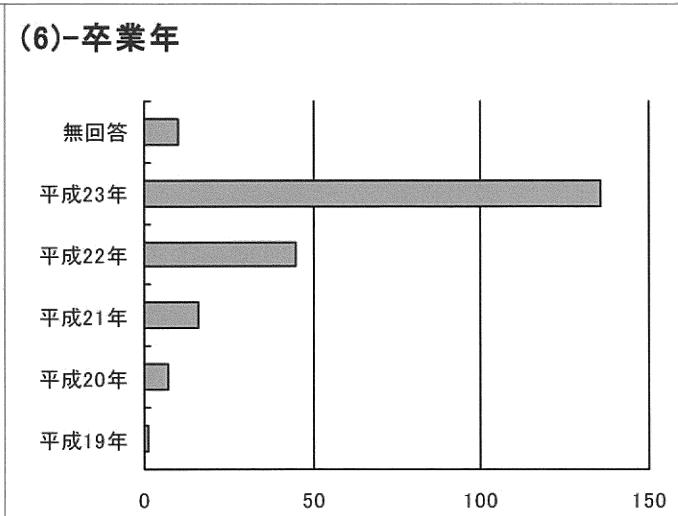
(6)-卒業法科大学院名



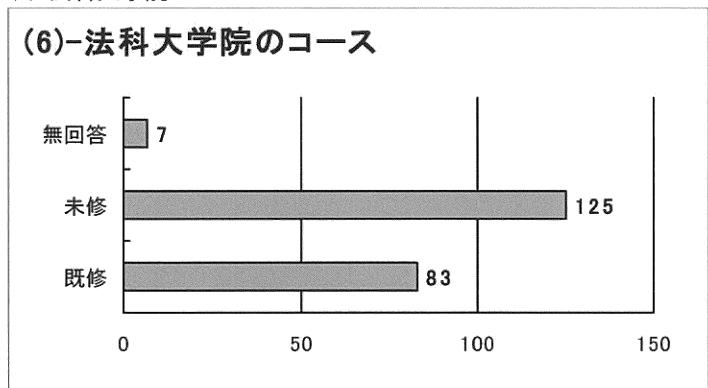
(6)-入学年



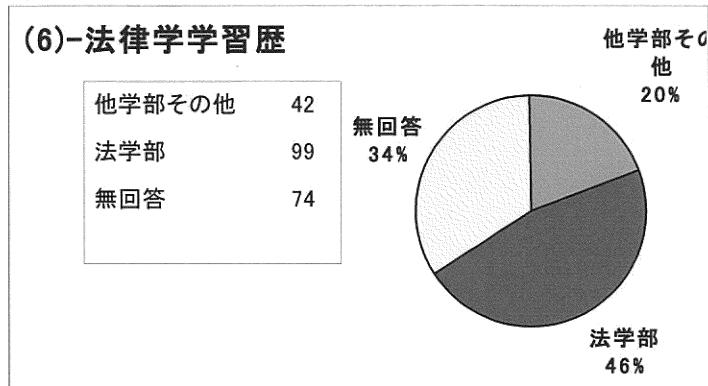
(6)-卒業年



(6)-法科大学院のコース



(6)-法律学学習歴



(6)-予備校に通ったか

